

目次

| | |
|------------------------------------|------|
| 3. 新病院の規模・機能等 ----- | P105 |
| 3.1. 新病院の役割 ----- | P105 |
| 3.2. 新病院の主要機能 ----- | P105 |
| 3.3. 新病院の病床数・病床種別等 ----- | P108 |
| (1) 新病院の病床数等の考え方 | |
| (2) 適正病床数の算出 | |
| (3) 病床種別等 | |
| 3.4. 新病院の診療体制 ----- | P109 |
| 4. 建替基本構想検討委員会について ----- | P110 |
| 4.1. 市立三次中央病院 建替基本構想検討委員会 設置要綱 --- | P110 |
| 4.2. 市立三次中央病院 建替基本構想検討委員会 ----- | P112 |
| (1) 委員名簿 | |
| (2) 開催状況 | |

3. 新病院の規模・機能等 (案)

3.1. 新病院の役割

当院は、備北医療圏また広島県北の中核病院として、地域住民の健康の保持、増進に大きく貢献するとともに、救急告示医療機関及び災害拠点病院、またへき地医療拠点病院として、地域において重要な役割を果たしています。

地域医療構想・地域包括ケアシステムに関わる新病院基本構想は、まちづくりに直結する重要な役割も担います。

新病院においても、今ある中核的な病院の機能等をより一層充実していくことにより、備北医療圏また広島県北内の医療施設との連携を強化し、地域包括ケアシステムの基幹病院として、大学病院等の高度急性期医療機関との連携、診療所や福祉施設との連携を強化し、医療提供体制の整備に取り組みます。また公立病院として、地域連携・在宅医療・災害医療・感染症対策等の役割を積極的に担う体制の整備を行います。

想定される大規模災害時においても、医療活動を継続できる体制を確保し、地域医療の砦として拠点病院の役割を担います。

3.2. 新病院の主要機能

新病院が地域包括ケアシステムの基幹病院として、また地域の拠点病院として取り組む主要な役割を次のとおり示します。

(1) 地域の拠点病院としての機能

当院は地域医療連携推進法人「備北メディカルネットワーク」⁸の参加法人として、病院相互間の連携（医療従事者の確保・育成、地域包括ケアシステムの推進、共同購買の仕組み、共同研修の仕組み）、その他を含めた地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

(2) 救急医療機能

救急医療は、これまでと同様に備北医療圏のみならず安芸高田市・世羅町等、三次市の隣接市町や島根県南部の2次救急医療を担うとともに、地域の医療機関と連携して、入院や手術を要する救急患者をスムーズに受け入れられるように体制の整備を図ります。また当院で対応できない高度・

⁸ 全国で第1号となる地域医療連携推進法人で、当院、庄原市立西城市民病院、三次地区医療センター、総合病院庄原赤十字病院で構成されており、相互に業務連携し地域完結型医療の実現を目指します。

専門的な3次救急医療は、大学病院等の高度急性期医療機関との連携を図ります。

(3) 小児医療機能

当院は、小児救急医療拠点病院として、24時間小児救急を行っています。この体制を維持し、また夜間、休日等における小児救急医療の需要に対応するため、地域の小児科医師等との連携も強化します。

(4) 周産期医療

当院は広島県から地域周産期母子医療センターの認定を受けていますが、専任の医師を常時配置する要件を満たせず、現状ではNICU（新生児特定集中治療室）の設置に至っていません。今後、周産期医療体制の強化を目指します。

(5) 災害対策医療機能

災害拠点病院として、大規模災害時にもBCP（事業継続計画）に基づき、医療活動を継続できる体制を確保します。またDMATチームの災害医療活動の訓練体制や設備の整備を継続し、災害時に医療的支援が可能な体制を継続します。

(6) 在宅医療機能

地域包括ケアシステムにおいては、かかりつけ医による在宅医療が地域住民の支えとなります。当院においては、かかりつけ医の後方支援体制の確立や連携を行い、医療的支援を行います。また高齢者の増加に伴う在宅医療需要の増加を考慮しつつ、当院の役割についてどのような機能があるか検討を続けていきます。

(7) へき地医療機能

当院はへき地医療拠点病院としての指定を受け、中山間地域である備北医療圏の拠点病院として医師派遣を行っています。派遣先には三次地区医療センター、庄原赤十字病院、府中北市民病院、甲奴診療所等があります。今後も継続して医師派遣等を行い、地域医療に貢献します。また医師の働き方改革を進めていきます。

(8) 地域包括ケア病棟の維持

地域に回復期機能が不足しており、現在のところ、他の病院で増加する見込みがないため、当院において地域包括ケア病棟を維持することが必要です。今後も地域の回復期医療についても継続して行っています。

(9) 感染症対策機能

新型コロナウイルス感染症に対する対応を踏まえ、令和6年度(2024)からの第8次医療計画には「新興感染症等の感染拡大時における医療」が盛り込まれます。新型コロナウイルス感染症に対応したときと同様に、広島県との連携を行いながら新興感染症への対策が実施できる体制を継続します。構造的にも感染対策に迅速に転換できるものとします。

(10) 健康事業の充実

地域住民の健康維持という観点から、今後予防医療に積極的に取り組む必要があります。健診センターの継続(人間ドック、協会けんぽ、定期健診、脳ドック、PET、がん検診)等により健診機能の強化を図り、住民の健康により寄与します。

(11) 研修教育・情報提供体制の構築

地域の基幹病院として、医学生や若手医師への研修教育、指導医の育成、備北メディカルネットワーク主催の備北医療圏の医師のための「初期診療セミナー」を実施しています。また地域住民向けに健康維持を目的とした市民公開講座や病院広報誌「花みずき」の発行を行っています。今後も医療従事者への研修教育や地域住民への情報提供を継続して実施します。

(12) 緩和ケア体制の充実強化

当院はがん診療連携拠点病院に認定されており、医療連携体制を構築しています。また平成28年(2016)10月に緩和ケアセンターを開設し、外来・入院患者の疼痛緩和を含め、全人的な対応を行っています。さらに緩和ケア認定看護師を含む緩和ケアチームによる緩和ケアや、在宅看取りを含む出張緩和ケアを行っています。広島県の緩和ケア病棟は県南の医療施設に集中しており、備北医療圏のみならず県北にはない状況です。新病院では、緩和ケア体制の強化を図ります。

3.3. 新病院の病床数・病床種別等

(1) 新病院の病床数等の考え方

「1.5.将来患者数予測」で検討したように、備北医療圏の将来人口の推計と、広島県の年齢階級別受療率に基づき、令和7年(2025)から5年毎の備北医療圏の入院・外来患者数を予測しました。また、三次市内の国保被保険者・後期高齢者の医療施設利用状況から、三次市内の住民のうち当院を利用する入院・外来患者数を算出しました。さらに当院の患者住所地別の状況から、当院を利用する入院・外来患者数を算出しました。

この結果、図表 1-26 (41 ページ)、図表 1-27 (42 ページ) のように令和7年(2025)の想定入院・外来患者数は入院 187 人・外来 518 人(小数点以下切上げ)と予測されます。新病院の開院を令和9年度(2027)と想定し、開院から3年後の令和12年(2030)の将来患者数を見込むと、患者数は将来人口に比例して減少し、入院 175 人・外来 500 人(小数点以下切上げ)になると予測されます。

病床数には病床稼働率や救急時の入院需要等を勘案し余裕を持たせる必要があります。当院の今後の診療体制に関する考え方を含め、病床稼働率は80%を目標値として設定します。また救急告示病床を現行と同じく12床確保します。また「3.2.新病院の主要機能」で触れたとおり、現在の標榜診療科のうちの緩和ケア内科について緩和ケア病棟(20床程度を想定)の整備を検討します。

(2) 地域医療構想から求められる病床数の再編成について

「1.2.地域医療構想」の図表 1-5 (9 ページ) で示したように、備北医療圏では令和7年(2025)の必要病床数と比較して高度急性期機能が39床足りていません。新病院では高度急性期機能の強化を図ります。

また厚生労働省の病床機能再編支援事業交付金⁹を財源として利用できるような病床数を検討します。

⁹ 厚生労働省による支援事業で、地域医療構想を踏まえ、病床削減や統合などによる病床廃止に取り組む際の財政支援の実施です。病床削減の場合は、削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となる必要があります。

(3) 適正病床数の算出

上記(1)及び(2)の考え方により、次のとおり病床数を算出します。

【算出条件】

- ①令和12年(2030)における1日あたり入院患者数見込み…175人
- ②新病院開院後における病床稼働率の設定 … 80%
- ③救急告示病床 … 12床
- ④新たに整備する緩和ケア病棟 … 20床程度
- ⑤増加する高度急性期機能 … 39床

【計算式】

$$\frac{(175 \text{人} \div 80\%) + 12 \text{床} + 20 \text{床} + 39 \text{床}}{=} = 289.75 \div 290 \text{床}$$

新病院の病床数は290床程度を基本とし、今後の検討の中で緩和ケア病棟の適正な病床数を含めたより一層の議論を進め、基本計画の中で病床数を決定することとします。

病床稼働率の設定を75%とした場合、同様の計算式によると、
304.33…床 ≒ 305床となります。

(4) 病床種別等

病床種別については現在と同じく一般病床を原則とします。

また広島県地域医療構想の中で備北医療圏に不足する回復期の機能を確保するため、一般病床の一部について地域包括ケア病棟の維持を継続します。さらには今後においても地域性を踏まえたサービスをより柔軟に提供していくため、将来の医療環境の変化にも対応できる施設づくりを行います。

3.4. 新病院の診療体制

新病院の診療科目等については、地域医療を維持、確保する観点から現在の診療科を基に引き続き意見交換を行い、基本計画の中で詳細に検討することとします。国、県から求められる機能の拡充が見込まれます。

《現診療科目》

| | | | | | | |
|------------|--------|------------|-----------|--------|--------|-----|
| 内 | 科 | 呼吸器内科 | 循環器内科 | 消化器内科 | 腎臓内科 | 皮膚科 |
| 小 | 児科 | 外科 | 脳神経外科 | 整形外科 | 産婦人科 | 麻酔科 |
| 糖尿病・代謝内分泌科 | 泌尿器科 | 眼科 | 耳鼻咽喉科 | 歯科口腔外科 | 放射線治療科 | |
| 放射線診断科 | 緩和ケア内科 | リハビリテーション科 | リウマチ・膠原病科 | 血液内科 | 救急科 | |
| 計 | 24 | 科 | | | | |

4. 建替基本構想検討委員会について

4.1. 市立三次中央病院 建替基本構想検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 市立三次中央病院の建替えに関する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、市民及び地域医療関係者の意見や考え方を幅広く反映させるため、市立三次中央病院建替基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療に関する識見を有する者
- (2) 市内の関係団体を代表する者
- (3) 公募による者（市民に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、基本構想の検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市民病院部病院企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月28日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初で開催される検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4.2. 市立三次中央病院 建替基本構想検討委員会

(1) 委員名簿

委嘱日：令和4年5月13日

| | 役職 | 区分 | 氏名 | 選出団体名等 |
|----|------|---------|-------|----------------------|
| 1 | 委員長 | 学識経験者 | 浅原 利正 | 広島県健康福祉局 参与 |
| 2 | 副委員長 | 市内医療関係者 | 鳴戸 謙嗣 | 三次市医師会 会長 |
| 3 | | 市内医療関係者 | 森本 徳明 | 三次市歯科医師会 会長 |
| 4 | | 市内医療関係者 | 山崎 沙織 | 三次市薬剤師会 |
| 5 | | 市内福祉関係者 | 亀井 源吉 | 社会福祉法人 三次市社会福祉協議会 会長 |
| 6 | | 市内各種団体 | 添田 龍彦 | 三次市身体障害者協会 会長 |
| 7 | | 行政関係機関 | 立花 周治 | 三次市福祉保健部 |
| 8 | | 行政関係機関 | 米田 一裕 | 広島県健康福祉局 総括官（医療介護） |
| 9 | | 関係機関 | 原田 明子 | 三次市PTA連合会（女性代表） |
| 10 | | 公募委員 | 麓 知子 | |

(敬称略)

(2) 開催状況

- ・ 第1回 令和4年(2022) 5月13日
- ・ 第2回 令和4年(2022) 6月17日
- ・ 第3回 令和4年(2022) 7月22日
- ・ 第4回 令和4年(2022) 9月16日(予定)